

宮崎県立妻高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月15日

改訂 平成30年2月 1日

1 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

人の心や体、財産を傷つける行為、あるいは傷つけられかもしれないという恐れを抱かせるような行為は許されない。

2 いじめの防止に関する基本的な考え方

- 認め合い、学び合える仲間づくり。お互いに成長を実感できる学級づくり
- いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む
- いじめは決して許されない行為であることを生徒や保護者への周知を図る取組に努める
- いじめを受けている生徒をしっかりと守る
- 本校からのいじめの一掃を目指す

3 教育相談委員会

気になる生徒の情報収集やいじめに関する調査等の実施を踏まえて、実態を把握し、関係修復に向けての対応方針を決定する。

(構成員) 教頭、生徒指導部主事、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当等

- 学校いじめ防止基本方針の作成見直し
- 学校いじめ防止プログラム、早期発見事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 校内研修の企画立案
- いじめの調査と情報の整理、分析
- いじめ事案の対応についての方針決定

4 学校の取り組み

(1) いじめの未然防止

- 生徒が主体となった活動
 - ・ 望ましい人間関係づくり
 - ・ 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動の推進
 - ・ 生徒自身で企画するいじめへの理解や過去の事例等の勉強会
- 教職員が主体となった活動
 - ・ 生徒の規範意識や帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくり
 - ・ 生徒が相談しやすい環境づくりや定期的な相談体制づくり
 - ・ 教科やHR活動を通して人権教育、道徳教育や情報モラル教育の実施
 - ・ 保護者や地域との連携

(2) いじめの早期発見

- 教職員や保護者でいじめに関する生徒の発するサインの共有化
- 定期的な教育相談（各学期に最低1回）、相談窓口は教育相談係、LHRの時間やプリント配布にて周知を行い地域や保護者からの相談も受け付ける（電話、メール等）
- 全ての生徒を対象とした定期的なアンケートの実施
年2回、無記名にて行い、いじめの有無の確認
- いじめに関する情報、配慮を要する生徒の情報などの集約と共有化

(3) いじめに対する措置（組織図）

- いじめの発見・通報からの対応

※発見または通報を受けた職員は生徒指導主事及び管理職に速やかに通報し、学校は下記対応を組織的に行う。

- 情報の共有化
- 事実関係の調査・確認
- 関係機関への報告
- 解決に向けた指導及び支援
- 継続指導・経過観察

(4) ネット上のいじめへの対応

※ ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する。

ネットいじめは犯罪行為である

- ネットいじめの防止
 - ・授業、HR活動を通した生徒への情報モラル教育の充実
 - ・インターネット利用に関する職員研修
 - ・フィルタリングや家庭内のルール設定など、保護者への啓発
 - ・生徒や保護者を対象とした講演、講話
- ネットいじめへの対処
 - ・被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロールなどによる把握
 - ・発覚 → 状況の記録・保存 → 管理者への連絡（削除依頼）→いじめへの対応・県教育委員会・警察への対応（※県教育委員会の目安箱サイト等の活用）

(5) 家庭や地域（出身中学校）との連携

- 家庭訪問の推進
- 中学校との情報交換

(6) 関係機関との連携（教育委員会・警察・福祉関係・医療機関等）

- 連携体制づくり ～ 市青少年連絡協議会やSC・SSWの活用
- 緊急時の情報公開の活用

(7) 校内研修の充実

- 本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、すべての職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、SC・SSW等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。
- 教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうる事に注意します。また、特に体罰や言葉の暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの要因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図ります。

5. いじめ解消の判断

- いじめに関する行為が3ヶ月間止んでいることを、本人や保護者に確認の上判断する。

6. 重大事態への対処

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
(自殺企図、精神性疾患発症、重大な身体の障害、高額な金品の略奪等)
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

◎いじめ対策委員会

教育相談委員会に校長、関係教諭等を加え、緊急に設置し、学校としての動きを指示・統括する事案によっては、「宮崎県いじめ問題対策委員会」に協力を依頼する。

- 「校長」→ 「宮崎県教育委員会」→ 宮崎県いじめ問題対策委員会に協力